

登録事項変更申請のご案内

申請対象

- ・登録事項における記載事項（氏名・生年月日・性別）に変更のある方
- ・旧姓併記を希望される方
- ・帰化による申請を希望される方
- ・新たに旧姓や通称名の併記を希望する方（旧姓のみ・通称名のみを登録者名に使用することはできません）
- ・現在記載されている氏名の新字体漢字を、旧字体に変更を希望する方
- ・現在記載されている旧姓や通称名の併記を削除する方（旧姓・通称名の削除のみの場合は、住民票の写しは不要です）

提出期限

上記に変更があったその日から30日以内提出 ※戸籍の変更届出日より30日を超えた場合は始末書を添付

現住所地にかかわらず東京都知事登録の二級・木造建築士の方の各種届出は、本人が必要書類を揃え本会まで持参願います。

必要書類（下記必要書類・各申請書式は都道府県毎に異なります）

注意事項

1	二級・木造建築士 登録事項変更届・免許証明書書換え交付申請書	
2	二級・木造建築士住所等の届出	1と2に記入する氏名漢字の字体（新字、旧字など）は必ず統一
3	本籍の記載のある住民票の写し（発行日から30日以内）	本籍の記載があるもの／マイナンバーの記載がないもの 外国籍の方は国籍の記載を含む
4	二級・木造建築士免許証（免許証明書）の原本と写し	原本は提示のみ ※亡失された方は注意事項2参照 ※免許証明書（携帯型）の交付時に旧免許証（免許証明書）の原本は回収
5	証明写真2枚（6ヶ月以内撮影 同じもの）	※下記証明写真に関する注意事項を参照 縦45mm×横35mm／無帽・無背景・正面上3分身／※1と2に貼付
6	申請手数料払込受付証明書 ¥5,900(指定用紙にて事前払込) ※領収日付印のある「払込受付証明書」原本を1裏面に貼付	必ず申請者名で払い込み／払込書はダウンロード不可／手数料払込票の無い方は、郵便局指定口座に振込の上、振込証明書を貼付 口座番号 00100-7-69592 口座名 一般社団法人東京建築士会 ※郵便局を利用の方は16時迄に振込を済ませて下さい
7	本人が確認できる公的証明書／申請時に提示	【1点でよい書類】 運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード マイナンバーカード（通知カードは不可）、宅地建物取引士証等 【2点必要な書類】（AとBから1点づつ又はAから2点） A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証・国民年金・厚生年金、共済年金手帳（証書）等 B・会社等の身分証明書（写真付きのもの）等
8	印鑑（認印）	提出時には、印鑑（認印可）を持参
(9)	始末書（戸籍の変更届出日より30日を超えた場合のみ）	特定の書式なし。記入例については本会HPをご参照願います
(10)	旧姓の確認書類 (旧姓併記を希望の場合又は帰化による申請の場合)	※旧姓併記を希望する方のみ旧姓が記載されている、下記のいずれかをお持ちください ・旧姓の記載がある住民票の写し（上記必要書類3と同一でも可能） ・旧姓の記載があるマイナンバーカードの写し（通知カードは不可） ・戸籍謄本（抄本）（発行日から3ヶ月以内）

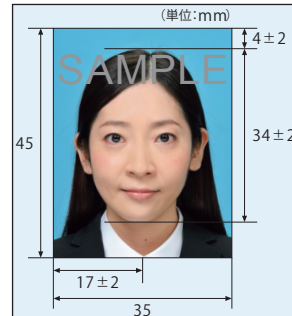
証明写真は、以下の注意点を確認して下さい。規格から著しくかけ離れている、あるいは不適当な写真の場合は撮りなおしをお願いすることがあります

不適当な写真の例

- ・被写体が小さすぎる
- ・背景と人物の境目がわかりにくい
(頭髪や衣服の襟等の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくい等)
- ・眼鏡に光が反射している
- ・口を開き歯が必要以上に見えている
- ・サングラス、マスクを使用している
- ・前髪などが目を隠しており顔が確認しにくい
- ・ヘアバンド・帽子などで頭髪を覆っている
- ・写真が変色している、傷や汚れがある
- ・デジタル写真の場合、ジャギー（階段状のギザギザ模様）がある
- ・デジタル写真の場合、写真専用紙以外の用紙に印刷している

適当な写真の例

- ・申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの
- ・提出の日前6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・縁なしで右記図面の各寸法を満たしたもの
(顔の寸法は図頂から顎まで)
- ・無帽であるもの（申請者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事官が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）



■遠隔地居住者について

離島及び隣接県以外（埼玉県／千葉県／神奈川県）の地域居住者の場合は、郵送申請・郵送交付が可能です。上記必要書類1～6の他に右記2点を同封し、宅配便や書留等でご送付下さい。

追加同封物必要書類

1. 申請者の顔が確認できる公的身分証明書の写し
2. 返信代金として郵便局発行の「400円の定額小為替」

注意事項

- 1 やむを得ない理由により本人が持参出来ない場合には、代理人申請が可能です。
上記必要書類の他に下記3点をご持参下さい。ただし、免許証明書の受取りは必ず申請者本人になります。
①やむを得ない理由を記した委任状 ②申請者本人の顔写真のある公的証明書の写し ③代理人に係る本人確認できる公的証明書（申請時に提示）
- 2 免許証（免許証明書）を亡失された場合は、併せて「再交付申請」の必要書類1と必要書類3が必要です。